

「課題解決型福祉用具実用化開発支援事業」に係る公募質問回答集(2020年5月14日時点)

No.	項目	質問	回答
1	助成事業の内容	本公募における「福祉用具」とは、どのようなものが申請の対象となるか。	公募要領P.3記載のとおり、福祉用具法第2条により定められている福祉用具が対象となります。過去に助成を行った事業の一部を、下記で紹介しておりますのでご参照ください。 https://www.nedo.go.jp/library/pamphlets/ZZ_pamphlets_00041.html
2	研究開発の体制等	実証機関である大学等が、介護福祉施設等で実証実験を行う場合、実施実験先としてみなすことは可能か。この場合、研究開発体制（図示）にどのように明記すればよいか。	可能です。大学等と、実証実験を行う介護福祉施設等の双方を明記してください（例：大学等から枝分かれする形で介護福祉施設等の実証実験先を明記する）。
3	研究開発の体制等	民間の介護福祉法人等と共同研究契約の締結に基づく実証実験を実施する場合、共同研究先は中小企業である必要があるか。	共同研究契約の締結に基づく実証実験を実施する場合、共同研究先は中小企業に限らず、大企業と契約締結することも可能です。審査の過程で、共同研究先として相応しいか判断するものとなります。
4	研究開発の体制等	事業実施期間中に、実証機関（共同研究機関、協力機関）の変更を行うことは可能か。	可能です。該当する内容をまとめた上で「助成事業計画変更承認申請書」をご提出いただき、NEDOの承認を経て変更の効力が発生することとなります。下記もご参照ください。 https://www.nedo.go.jp/content/100893169.pdf
5	研究開発の体制等	複数の共同研究先を含む体制で研究を行う場合、3. 研究開発の体制等の別紙1には、どのように記載すればよいか。	別紙1-①につきましては申請者のみの記載とし、共同研究先に関しましては別紙1-②に、共同研究契約を行わない実証機関、協力機関がある場合は1-③に記載してください。また、別紙1-②、1-③は共同研究先、実証機関又は協力機関先ごとに記載してください。
6	研究開発の体制等	公募要領P.5実証機関及びその他機関の位置づけの（2）が存在しない場合、助成事業内容等説明書の別紙1-③は、不要か、あるいは（4）の機関・大学・企業などを記載するのか。	公募要領P.5実証機関及びその他機関の位置づけの（2）が存在しない場合でも、（4）（実証機関以外で協力機関である施設）が存在する場合には、助成事業内容等説明書に該当事項（研究開発体制図及び別紙1-③）を記載してください。
7	研究開発の体制等	研究組織【体制一覧9】に試作等の外注先の企業を記してもよいか？、また、協力機関について記載するのか。	試作等の外注先の企業名記載につきましては必須ではございませんが、記載いただいても構いません。また、協力機関について記載は実証実験先である場合、こちらへの記載が必須となります。なお、実証機関、協力機関、試作品の外注先の違いが分かるように図示してください。
8	研究開発の体制等	研究開発の実施場所です社員とオフィスが決まり次第更新の予定がある場合の記載方法。	現在までの経緯とオフィスが決定する予定時期を簡潔に追記してください。
9	研究開発の体制等	主任研究員について、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に登録する必要があるのか。	公募要領P.15記載のとおり、本公募においては、応募時までにe-Radに研究者が登録されていることが必要となります。ただし、e-Radに登録いただいた研究者と、申請書に記載いただく主任研究員が同一人物である必要はありません。
10	研究開発の内容等	過去にNEDOを含む機関からの交付金受給を受けている場合、本公募に応募することは可能か。	過去に交付金受給を受けた事業が、本公募で応募を検討されている内容と全く同一の研究開発、研究内容でなければ、ご申請いただくことは可能です。申請書に、過去に交付金受給を受けた内容及び本申請との差異をご記入ください。
11	研究開発の内容等	（7）その他③事業化キーワード、④フリーキーワードについて、どのような単語を記載すればよいか。	主に申請内容を評価する外部専門家を、適切な専門分野から選定する際の必須情報として用いるため、研究開発における詳細な技術や、マーケットの分野についてご記入ください。
12	研究開発の内容等	提出された申請情報は外部の専門家に提出されるが、この公開範囲は外部の専門家までか、あるいは一般的に公開する可能性があるのか。	公開範囲は外部の評価者までとなり、一般的に公表されることはありません。なお、採択された事業については、申請者の企業名、助成事業の名称及び助成事業の概要を公表します。

「課題解決型福祉用具実用化開発支援事業」に係る公募質問回答集(2020年5月14日時点)

No.	項目	質問	回答
13	助成事業に要する資金及び費用の内訳（機械装置費）	助成事業開始より前に購入した部品で機械装置を製作する場合、部品の購入費用は助成対象となるか。	対象となりません。また、本件に限らず、購入した物品、契約締結済の外注等、助成事業開始より前に発生した費用については、助成対象となりません。
14	助成事業に要する資金及び費用の内訳（労務費）	研究開発費 II. 労務費について、積算にあたり根拠となる計算資料はあるか。	労務費の計算にあたっては、下記資料をもとに健保等級に基づく労務費単価を算出した上で計上ください（不明な場合は概算で算出ください）。 https://www.nedo.go.jp/content/100893172.pdf
15	助成事業に要する資金及び費用の内訳（労務費）	申請時において、新卒で入社する社員を研究員として登録することは可能か。健保等級に基づく労務費単価についてはどのように考えればよいか。	可能です。労務費単価については、健保等級が決定される前の従業員については、資格取得決定時の算出に基づく標準報酬月額を適用するものと思われます。実際は、各事業者様の規定に基づき、適切な価格を算出ください。
16	助成事業に要する資金及び費用の内訳（労務費）	研究員・補助員を分けて申請するが、採択後、研究員が予定通り採用が進まなかった場合、事業進行途中で研究員費用を補助員に振り分けることは可能か？	採択決定後、研究員費分の労務費を補助員費分に振り分けることは可能です。なお、研究員の変更が生じた場合は、「助成事業計画変更届出書」をご提出いただく必要があります。以下もご参照ください。 https://www.nedo.go.jp/content/100893169.pdf
17	助成事業に要する資金及び費用の内訳（外注費）	実証機関が協力機関として研究開発体制に参画する場合、その機関に対して実作業などの外注を行うことはできるか。	研究開発要素を含まない役務の調達または発注者の仕様設計に基づく制作のうち、機械装置等の制作・改造を除くものであれば、外注を行うことができます。下記もご参照ください。 https://www.nedo.go.jp/content/100893173.pdf
18	助成事業に要する資金及び費用の内訳（外注費）	第三者が保有する特許の許諾を受ける場合、許諾に要する費用は助成対象となるか。また、特許出願に要する費用を外注する場合、外注費は助成対象となるか。	双方とも、対象となりません。
19	助成事業に要する資金及び費用の内訳（委員会費）	外部の専門家や、実証実験の被験者に調査協力を依頼した場合に発生する謝金は助成対象となるか。	対象となりません。助成事業の遂行に必要な知識、情報、意見等の交換や検討のための「委員会等（ワーキング・グループも含む）」の開催や運営に要した委員謝金は計上対象となります。
20	助成事業に要する資金及び費用の内訳（学会等参加費、アウトリーチ活動費）	製造した試作品について有識者との意見交換を行うための費用は助成対象となるか。また、展示会に出展するための費用は助成対象となるか。	助成事業の実施に必要な知識等の交換のための学会等への参加費は助成対象となります。また、「国民との科学・技術対話」の推進に基づいて行う助成業務に係る成果展示等の経費（アウトリーチ活動費）も対象となります。下記もご参照ください。 https://www.nedo.go.jp/content/100893173.pdf (P. 78)
21	助成事業に要する資金及び費用の内訳（労務費、共同研究費）	共同研究費算定の根拠となる、共同研究先の労務費単価は健保等級に基づき積算する必要があるのか。	共同研究先の区分により運用が異なります。共同研究先が民間の法人である場合は、原則として申請者と同様に健保等級に基づき労務費単価の計上してください。また、大学・国立研究開発法人等である場合は、当該機関が支払う実費により計上してください（健保等級に基づき労務費単価を計上することもできます）
22	助成事業に要する資金及び費用の内訳（労務費、共同研究費）	実証実験先で従事する従業員の労務費は助成対象となるか。	研究開発体制において、実証実験先を共同研究機関と位置づけ、共同研究契約を締結する場合、共同研究先で実証実験に従事する研究員、補助員に対する労務費は助成対象費用となります。
23	助成事業に要する資金及び費用の内訳（共同研究費）	共同研究契約に基づく共同研究費の計上がある場合、計上した経費の確認はどのように行うのか。積算はどのように行う必要があるか。	共同研究契約に基づく共同研究費は原則NEDOの検査対象とならず、共同研究先からの経費発生調書（又は決算報告書・収支報告書）をもとに、事業者で検査を行っていただくことになります。積算にあたっては、各共同研究先で計上される内訳（支出計画）に基づき共同研究費を計上してください。

「課題解決型福祉用具実用化開発支援事業」に係る公募質問回答集(2020年5月14日時点)

No.	項目	質問	回答
24	助成事業に要する資金及び費用の内訳（旅費）	実証機関である協力機関関係者への旅費は助成事業費用の対象となるか？	協力機関関係者の旅費は助成事業費用として計上することはできません。
25	利害関係者一覧	利害関係者について、「NEDOホームページ掲載のリストから検索」とあるが、どのファイルを参照すればよいか。	本福祉事業本公募ページに掲載されております「評価者（外部専門家）候補リスト」から、利害関係のある評価者を検索し、記入してください。
26	実用化開発期間における資金計画	助成事業の資金計画における金融機関からの推薦書について、事業者が資金調達できなくなった場合、NEDOが推薦機関に資金の保証を求めることがあるのか	ありません。あくまでも事業者の資金調達能力を判断するために、金融機関との連携を評価材料の1つとして用いるものです。
27	e-Rad(府省共通研究開発管理システム)	e-Radシステムで研究経費を入力する際に、直接経費（直接費）の欄には「助成対象費目」のうち、どの費用を入力すればよいか。	本公募ではe-Radの入力項目において直接経費の細分項目（機械装置費、労務費等）を設定していません。このため、各年度における「助成事業の総費用」をご記入ください。
28	e-Rad(府省共通研究開発管理システム)	e-Radシステムで研究組織について記載する欄があり、研究者別の直接経費（直接費）を記載するようになっている。労務費はそれぞれに分けられるが、他の費用（機械装置等費等）は、それぞれの研究者に割り振られないため、どのように按分すればよいか。	e-Radの研究者別の直接経費については、入力した総額が入力した直接経費（直接経費）の総額と一致する必要があります。このため、人件費、旅費等も含めた全額を各研究者様の従事割合等に応じて按分して入力していただくようお願いいたします（按分が難しい場合は、全額を代表の研究者様の欄にご記入ください）。